

(表1) 特別の事情のある世帯において、控除を希望する場合に提出する書類

事象	証明書類
母子・父子世帯 (一定額を控除します)	・寡婦、寡夫控除の適用が分かるもの
障害のある人がいる世帯 (一定額を控除します)	・障害者手帳、療育手帳等の写し
長期に療養を要する人がいる世帯 (71万円を限度として控除します)	【①及び②の両方を提出】 ①療養のために特別に支出している年額 が分かるものとして、直近6か月分の領収書等（支払者の氏名が記載されたもの）のコピー ②医師等の証明書
主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円を限度として控除します)	・特別に支出している家賃、光熱水道費の本人負担額を証明できるもの (現住所、氏名が記載されていること)
火災、風水害または盗難等の被害を受けた世帯 (収入減（支出増又は収入減になると認められる年額を控除します)	【①及び②の両方を提出】 ①罹（被）災証明書、被害届等 ②・収入減（支出増）の実費を証明する領収書等（支払者の氏名が記載されたもの） ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額及びその事実がわかるもの

※入寮調書の「入寮を特に希望する理由」欄に、経済的理由等について具体的に記入し、控除を希望する場合には、上記の表を参考に証明書類を添付してください。

※提出された書類の返却はいたしませんので、予めご承知おきください。

※提出された書類に不備がある場合、希望していても控除を受けることはできません。